

姫路市上下水道局
公営企業会計システム再構築業務委託
要求水準書

令和6年6月
姫 路 市 上 下 水 道 局

第1章 業務の概要

1 目的

令和4年度に本市水道事業と下水道事業が一つの局として統合したが、企業会計システムについてはそれぞれの事業で統合前より利用していたシステムを引き続き利用している。

同じ局内でありながら別のシステムを利用することにより、業務の煩雑化や維持・運用コストの二重化が発生している。本業務を通じて、上下水道事業共通で運用できるシステムを導入することを目的とする。

2 準拠する法令、規則等

本業務の実施にあたっては、本要求水準書によるほか、次の各号に掲げる関係法令及び施行規則等に準拠し実施するものとする。

- (1) 地方公営企業法
- (2) 地方公営企業法施行令
- (3) 地方公営企業法施行規則
- (4) 地方公営企業法及び同法施行令に関する命令の実施についての依命通達
- (5) 地方自治法
- (6) 地方財政法
- (7) 消費税法
- (8) 水道法
- (9) 下水道法
- (10) 総務省「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」（平成27年1月27日）
- (11) 地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針
- (12) 公営企業の経理の手引き
- (13) 姫路市上下水道局会計規程
- (14) 姫路市上下水道局文書取扱規程
- (15) その他の関係法令、規程、規則等

3 業務の概要

- (1) 公営企業会計システムの構築
 - ① 本システムの構築業務（カスタマイズプログラムの作成を含む）
 - ② 本システムへの旧システムからのデータ移行業務
 - ③ 本システムの操作・運用マニュアル等の作成
 - ④ 本システムを利用するための研修業務
- (2) システム運用保守業務

- ① 本システムの運用・保守業務

4 スケジュール

令和7年9月2日から予算編成機能のみ先行稼働、令和8年4月1日から本番稼働とする。

第2章 調達範囲等

1 調達の範囲

今回提案を依頼する公営企業会計システムの調達範囲については、以下のとおりとする。

(1) ハードウェア

- ① システム構築の対象となるサーバについては、本市の仮想化基盤上の仮想サーバを利用すること。よって、サーバ機器は調達の範囲に含めないものとする。
- ② クライアント端末は、既存のL G W A N接続系端末を利用するため、調達の範囲に含めないものとする。

(2) O S

O Sのライセンスは本市が提供するため、原則として調達の範囲には含めないものとする。

(3) パッケージソフトウェア

- ① システムは、パッケージソフトウェアを用いて構築することを基本とする。
- ② パッケージソフトウェアはW e bアプリケーション方式とし、各ユーザは、クライアント端末にインストールされたW e bブラウザを通じてシステムを利用するものとする。なお、クライアント端末にはブラウザのみを搭載し、別途特別なプログラムを必要としないものとする。

(4) システムの構築業務

受託者は、第3章に示す要件に基づき、システムの構築業務を行うものとする。

(5) システムの運用サポート及び保守業務

受託者は、第4章に示す要件に基づき、システムの運用サポート・保守業務を行うものとする。

2 システム化する業務の範囲

- (1) 本業務にて導入するシステムは、下記の各業務機能を有するものとする。

- ① 予算編成業務
- ② 予算書作成業務
- ③ 支出管理業務

- ④ 収入管理業務
- ⑤ 日次・月次処理業務
- ⑥ 決算管理業務
- ⑦ 決算統計業務
- ⑧ 固定資産管理業務
- ⑨ 貯蔵品管理業務
- ⑩ 企業債管理業務
- ⑪ 電子決裁機能
- ⑫ 工事台帳管理業務

3 納品条件

成果物、納入物は以下のとおりとする。

(1) 構築業務に係る納入物

- ① プロジェクト計画書
- ② 要件定義書
- ③ 基本設計書、システム構成図、ネットワーク構成図
- ④ 詳細設計書、パラメータ設定一覧、出力帳票一覧
- ⑤ データ移行計画書、データ移行報告書
- ⑥ テスト計画書、テスト結果報告書
- ⑦ 仮稼働計画書、仮稼働報告書
- ⑧ 本稼働計画書、本稼働報告書
- ⑨ 運用計画書
- ⑩ 操作マニュアル、運用マニュアル
- ⑪ 進捗状況報告書、進捗管理表、課題管理表、会議資料、議事録、質疑応答等の記録
- ⑫ その他本市との協議により納入することとなったハードウェア、ソフトウェア一式及びドキュメント

(2) 運用サポート・保守業務に係る納入物

- ① 課題管理表、月例会議資料、議事録、質疑応答等の記録（いずれも月次）
- ② 監視状況報告書（月次）
- ③ 作業報告書、障害対応報告書（作業、障害等発生の都度納入）
- ④ 運用計画書（運用に変更が生じる都度、(1)－⑨の納入物を更新）
- ⑤ 運用マニュアル（運用に変更が生じる都度、(1)－⑩の納入物を更新）
- ⑥ 各種設計書等（システムに変更が生じる都度、(1)－③・④の納入物を更新）
- ⑦ 変更箇所に係るテスト計画書、テスト結果報告書（システムに変更が生じる都度納入）

- ⑧ 操作マニュアル（システムの変更に伴い操作方法に変更・追加が生じる都度、(1)～⑩の納入物を更新）
 - ⑨ その他本市との協議により納入することとなったドキュメント
- (3) 提出方法等
- ① 提出方法
原則として、紙媒体及び電子データで各1部を納入すること。電子データ化が困難な納入物については、本市と協議の上、提出方法を決定するものとする。
 - ② 提出時期
 - (ア) 構築業務
作業の段階に応じて発生するものについては、スケジュール上適切な時期に提出すること。また、各年度の業務完了時に、全てのドキュメント（作業の段階に応じて発生するものを含む全ての紙媒体）をバインダーに綴じて提出するとともに、全ての電子データをCD-R又はDVD-Rに格納し、提出すること。
 - (イ) 運用サポート・保守業務
月毎に提出が必要なものについては対象月の翌月に、特定の事象の発生時に提出が必要なものについては事象への対応が完了した後、速やかに提出すること。

第3章 構築要件

1 前提条件

(1) システムの構築環境

- ① システム構築の対象となるサーバについては、本市の仮想化基盤上の仮想サーバを利用すること。
- ② 仮想サーバごとに必要なリソースについて、様式第8号「稼働環境報告書」により報告すること。
- ③ 仮想化基盤のWindows Server 2019のライセンス供与の他セキュリティ対策、サービス監視及びバックアップ等のツールも同基盤より提供する予定である。したがって、受託者はこれらが無償で利用できるため、利用する場合は提案書に仮想サーバごとにその旨を記述すること。
- ④ 信頼性・安全性を確保するため、機器の二重化及び負荷分散装置による冗長構成を基本とし、ハードウェア障害によるシステム停止を極力回避できる構成であること。
- ⑤ データ障害時の復旧を迅速に行うため、定期的な外部媒体へのシステム・データ退避が可能であること。

(2) クライアント環境

本市のクライアント環境は以下のとおりである。

① OS

Windows 10 pro及びWindows 11 pro

② Webブラウザ

Microsoft Edge及びGoogle Chrome

③ ユーザー数及び同時ログイン数

非機能要件一覧表（要求水準書別紙1）のとおり

(3) ネットワーク環境

本市のネットワーク環境は以下のとおりである。

① 本庁舎、東館、北別館、防災センター及び一部の出先機関については、無線LANを使用している。

② 本庁と出先機関の間は、300Mbps～1Gbps（ベストエフォート）の光回線を利用して接続している（速度は出先機関により異なる）。

③ 現行システム及び(2)のクライアント端末は、全てのインターネット接続環境から分離されたLWAN接続系のネットワークに属している。

2 体制の整備

(1) 構築体制

① システムの構築に関して十分な実績を有する責任者を定めること。

② システムに関する技術的知識及び技能並びに事業の遂行に必要なコミュニケーション能力を十分に有する人員を配備すること。

③ 着実に、かつ遅滞なく構築作業を進めるために十分な体制を整備すること。また、構築に関する情報が本市及び受託者間で円滑に共有されるような体制とすること。

④ 構築作業に関係する人員を全て記載した体制表を本市に提示し、本市の承認を得ること。

⑤ 体制表には、各人員の氏名、社名、部署名、職名及び連絡先並びに各人員間の関係を明記するとともに、その役割、責任、権限等を明確にすること。また、構築業務に関する緊急連絡窓口を定め、その連絡先を明記すること。

⑥ 体制に変更が生じる場合は、予め本市に報告するとともに、体制表を最新の内容に改めること。

3 構築

構築業務には、以下の作業及び要件を含むものとする。

(1) プロジェクト管理

- ① 本事業全体の計画書（プロジェクト計画書）を作成し、予め本市の承認を得ること。
- ② 全ての作業項目について、詳細なスケジュールを作成すること。
- ③ 定めたスケジュールに沿って遅滞なく作業が行われるよう、進捗管理を実施すること。
- ④ 構築作業中に生じる諸課題について、その内容を把握、整理し、解決の優先度及び解決に向けた対応状況を逐一管理すること。
- ⑤ その他、構築作業に関する本市との調整等を実施すること。

(2) 必要なハードウェア・ソフトウェア製品（ライセンスを含む）の発注、納品。

(3) 要件定義

本市と綿密な打ち合わせを実施した上で、後続の作業に影響が生じないように、可能な限りの確な要件定義を行うこと。

(4) 基本設計・詳細設計

第1項の前提条件を踏まえた適切なサイジング及びシステム設計を行うこと。

(5) システムの構築

- ① 仮想サーバについては、受託者が提示するシステム設計の内容及び受託者との協議に基づき、本市が作成作業を行うものとする。
- ② 仮想化基盤全体のリソースの使用状況から、本市側においてシステムへのリソース配分を見直す場合があるので、受託者は柔軟に協議に応じること。

(6) データ移行

- ① 本市が用意する下記のデータを、新システムに取り込むことができる形式に加工し、新システムにおいて欠落等が生じないように移行すること。

(ア) 共通データ

- ・科目：約5,100件（水道：約1,470件、下水道：約3,630件）
- ・企業債データ：約1,300件（水道：約250件、下水道：約1,050件）
- ・貯蔵品データ：約700件（水道：約565件、下水道：約135件）

(イ) 固定資産データ

固定資産データについては、本市が現行システムから抽出して提供するので、受託者において成型の上、データを移行すること。

(ウ) 債権債務者データ

債権債務者データについては、本市の一般会計用財務会計システムで管理されているデータと同期を取ること。ただし、現行の企業会計システムで管理されている債権債務書データについては、本市が現行システムから抽出して提供するので、受託者において成型の上、データを移行すること。

- ② 技術的に移行が困難なデータ及び移行に当たり本市の判断が必要なデータに

については、取扱いについて本市と十分に協議の上、対応すること。

③ データ移行に当たっては、綿密なデータ移行計画を立て、予め本市の承認を得ること。

④ データ移行完了後、データ移行報告書を作成し、本市の承認を得ること。

(7) テスト

① システムの稼働前に不具合等の洗い出し及び修正等を行うことで円滑なシステム移行が可能となるように、綿密なテスト計画を立て、予め本市の承認を得ること。

② 運用テストに当たっては、業務主管課及びデジタル戦略室の職員が十分に参画するとともに、効率的に必要な事項を確認できるように考慮すること。

③ テスト期間中に判明した問題は、原則としてテスト期間中に解決すること。

④ テスト完了後、テスト結果報告書を作成し、本市の承認を得ること。

(8) 運用設計・運用方法の確立

① システムの稼働開始までに、第4章に示す要件を満たすための運用設計を行い、本市と十分に協議の上、運用方法を確立すること。

② 上記の事項を反映させた運用計画書を作成し、本市の承認を得ること。

(9) 導入支援

① 本稼働前にシステムの操作・運用指導を十分に実施すること。また、導入期間中に職員から質問があった場合には、速やかに対応すること。

② 操作・運用支援については、下記に記載する通りの内容を実施すること。

(ア) 各種マスタ設定等、共通的な処理に関する説明

(イ) 日次処理（伝票入力等）に関する説明

(ウ) 月次処理に関する説明（初回例月監査資料作成時の立会い含む）

(エ) 決算処理に関する説明（初回決算処理時の立会い含む）

(オ) 決算統計に関する説明

(カ) 予算編成処理に関する説明（予算要求～決算見込処理～予算書作成）

(キ) 固定資産管理に関する説明

(ク) 貯蔵品管理に関する説明

(ケ) 企業債管理に関する説明

(コ) 工事台帳管理に関する説明

(サ) 各種マスタ設定等、共通的な処理に関する説明

③ 本市の業務負荷を考慮して、なるべく負担の少ない研修スケジュール、受入検証を計画すること。

④ 初回の例月監査資料作成時の立会いや決算業務に関する操作説明、立会いについては、令和8年度以降の適切な時期に実施すること。

(10) マニュアルの作成

- ① 一般ユーザが参照するための操作マニュアルを作成すること。
- ② システム管理者が参照するための運用マニュアルを作成すること。
- ③ 本市が策定した業務運用ルールに従って、各業務におけるシステムの操作方法等を記載した業務マニュアルの作成を支援すること。
- ④ ①及び②の提出期限については、第1章第4項に示す先行稼働に必要とするものは令和7年8月中旬まで、本稼働に必要とするものは令和8年2月中旬までとする。

(11) 仮稼働

- ① 本市が策定した業務運用ルールに従って問題なく業務の実施が可能かどうか確認するために、仮稼働の期間を設け、そのための環境を整備すること。
- ② 仮稼働の実施に当たっては、綿密な仮稼働計画を立て、予め本市の承認を得ること。
- ③ 仮稼働期間中に判明した問題は、原則として仮稼働期間中に解決すること。
- ④ 仮稼働終了後、仮稼働報告書を作成し、本市の承認を得ること。

(12) 本稼働

- ① 万全の状態システムを移行できるように、綿密な本稼働計画を立て、予め本市の承認を得ること。
- ② 本稼働開始後の一定期間、システムの稼働状況等を確認の上、本稼働報告書を作成し、本市の承認を得ること。

(13) セキュリティ要件

公営企業会計システムの構築に当たっては、本市のセキュリティポリシーに準拠するものとする。

(14) 構築作業における留意事項

- ① 本市における構築に係る作業日及び作業時間は、8時35分から17時20分まで（姫路市の休日定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く。）とする。ただし、公営企業会計システムの本稼働に伴う作業等でやむを得ない事由により上述の作業時間を超えて作業が必要な場合は、本市と協議の上、本市の承認を得て作業を行うことができる。
- ② 本市における作業場所は、市役所本庁舎内において本市が指定する場所とする。
- ③ 作業に必要な端末は、原則として受託者が用意すること。
なお、本市のネットワークへの接続に必要な端末のセットアップ作業は本市が行うものとし、受託者は本事業期間中、当該端末の管理者権限を放棄するものとする。

4 機能要件

- (1) 様式第4号「公営企業会計システム機能要件確認書（以下、「機能要件確認書」という。）」に記載の機能要件を満たす（機能要件確認書で「必須」としていない項目は除く）システムを構築すること。ただし、機能要件確認書で「必須」としていない項目について実現できない場合、提案等に関する評価について減点する。
- (2) 提案に当たっては、各要件の適合状況について示し、パッケージ標準で対応できない機能については、代替運用もしくはカスタマイズにて対応し、その内容及び費用を記述すること。
- (3) カスタマイズが必要と判断する要件については、その規模を可能な限り縮小するとともに、当該機能とシステムの根幹部分との関係が疎になるように、例えばEUC機能の活用、システム外の補助・支援ツール（インストール時及び実行時に管理者権限を必要としない、容易に使用可能なものに限る。）の開発等、実現方法を柔軟に検討すること。
- (4) 法制度上求められる機能については、機能要件書に明記されていない場合でも、システムを導入するうえで当然備えるべきものとして、機能要件に含まれるものとする。

第4章 運用サポート・保守要件

1 前提条件

本業務で構築する公営企業会計システムの運用サポート及び保守を実施すること。

2 体制の整備

- (1) システムの運用サポート・保守に関して十分な実績を有する責任者を定めること。
- (2) システムに関する技術的知識及び技能並びに運用サポート・保守業務の遂行に必要なコミュニケーション能力を十分に有する人員を配備すること。
- (3) 運用サポート・保守業務に係る人員を全て記載した体制表を本市に提示し、本市の承認を得ること。
- (4) 体制表には、各人員の氏名、社名、部署名、職名及び連絡先並びに各人員間の関係を明記するとともに、その役割、責任、権限等を明確にすること。
- (5) 体制に変更が生じる場合は、予め本市に報告するとともに、体制表を最新の内容に改めること。

3 運用サポート

運用サポート業務には、以下の作業を含むものとする。

- (1) 稼働状況及びリソースの監視

- ① 非機能要件一覧表（要求水準書別紙1）に示す要件に従い、稼働状況及びリソースの監視を行うこと。
 - ② 受託者は、監視ソフトウェアからの通報を受領した場合、(6)に示す内容に従って迅速に対応すること。
- (2) システムの環境設定の変更
- ① システムを円滑かつ安定的に運用するため、環境設定を変更する必要があると本市又は受託者が判断する場合は、当該設定変更に係る作業を実施すること。具体的には、以下の作業を対象とする。
 - (ア) セキュリティ設定の変更
 - (イ) 稼働状況及びリソースの監視に係る設定の変更
 - (ウ) バックアップ設定の変更
 - (エ) ネットワーク設定の変更
 - (オ) パフォーマンス及び安定性の向上を目的とした設定の変更
 - (カ) リソースの効率的運用を目的とした設定の変更
 - (キ) その他運用の変更に伴い必要とされる設定の変更
 - ② 環境設定を変更する前に、変更することにより発生し得るシステム上及び業務上のリスク、その影響範囲等を十分に検討した上で、それらの検討の内容、変更の方法等を予め本市に提示し、本市の承認を得ること。
 - ③ システムの安定性の向上又は運用の効率化に資する設定変更については、随時、積極的に本市に提案すること。
- (3) 帳票の軽微な修正
- ① システムから出力可能な帳票のうち、ユーザ側で任意に変更を加えることができないものについて、本市の要請に応じて、データ項目及びレイアウトに大きな影響を及ぼさないような軽微な修正（固定的な文言の修正等）を行うこと。
 - ② ①の場合における軽微であるか否かの判断については、事案の発生の都度、本市と受託者で協議の上決定することとするが、受託者は、対応可能な範囲の最大限を示すように努めること。
- (4) データベース上のデータの修正等
- ① データベース上のデータについて、変更等を行うための機能がシステムに実装されておらずユーザ側で任意に修正等を加えることができない場合、大量のデータを一括して修正等する必要がある場合、修正等に伴い特に整合性の確保が必要とされ専門的な知識を要する場合等において、作業内容が軽微なものについては、本市の要請に応じて修正等の作業を行うこと。
 - ② ①の場合における軽微であるか否かの判断については、事案の発生の都度、本市と受託者で協議の上決定することとするが、受託者は、対応可能な範囲の最大限を示すように努めること。

- (5) 本市職員等からの問い合わせ等への対応
- ① 本市の職員を対象として、システムに関する疑問点、不具合、改善要望等の受付窓口を設置し、必要な対応を行うこと。
 - ② 当該受付窓口の受付日及び受付時間は、本市の休日を除く日の8時30分から17時30分までとする。
 - ③ 受け付けた内容及びその対応状況を管理すること。
 - ④ 運用サポートに係る要員のみで対応可能な案件については自ら対応し、対応できない案件については担当の要員に適切かつ迅速に引き継ぐこと。
- (6) 障害対応
- ① 本市がサービス停止、動作不安定、深刻なエラーその他サービスレベルが低下する状況又はそのおそれがある状況を認知した場合の緊急連絡窓口を設置すること。
 - ② 当該緊急連絡窓口の受付日及び受付時間は、毎日24時間とする。
 - ③ 受け付けた内容及びその対応状況を管理すること。
 - ④ 受託者は、自らの権限の範囲において迅速かつ的確に障害対応に当たること。
 - ⑤ 受託者は、緊急連絡窓口を通じて本市から連絡のあった状況及び(1)に示す監視において検知した異常について、一次的な切り分けを行うこと。切り分けに当たっては、あらゆる可能性について主体的に検討すること。
 - ⑥ 一次的な切り分けの結果、修復が可能な場合は、本市の了承を得た上で直ちに修復すること。また、根本的な原因が除去できない場合でも、暫定的にシステムの回復が可能なときは、本市の了承を得た上で必要な措置を講じること。
 - ⑦ 一次的な切り分けの結果、自らの技術、情報もしくは権限をもって修復することが不可能と判断した場合又は根本的な原因を除去もしくは断定できない場合は、後続の対応が可能な保守要員、製造ベンダーその他の関係先に対し、速やかに対応を引き継ぐこと。なお、仮想化基盤自体の不具合等が原因と判明した場合は、本市に対して速やかにその旨を伝達し、対応を引き継ぐこと。
 - ⑧ 障害対応中は、随時、本市に対して進捗状況、判明した原因、対策、復旧見込み等について報告を行うとともに、本市の判断を必要とする事項が発生した際は、速やかに本市に連絡を行うこと。
 - ⑨ システムを構成する仮想サーバ内において不正プログラムが検出された場合は、本市及び関連業者と協力し、感染原因及び感染範囲の特定、当該不正プログラムの駆除、システムの復旧等の必要な措置を講じること。
 - ⑩ 障害対応が完了した後、以下の事項を取りまとめた障害対応報告書を作成し、本市に報告を行うこと。
- (ア) 障害の内容
- (イ) 障害発生から対応完了までの経緯

- (ウ) 影響を受けた範囲
 - (エ) 障害の原因
 - (オ) 実施した措置の内容
 - (カ) 再発防止策
- (7) ログ管理
- ① システムで取得する各種ログについて、完全性を損なうことがないように、ログ取得に係るプログラム、設定、領域等を適切に維持管理すること。
 - ② 本市の要請に応じて、ログの記録内容を解析し、本市に提示すること。
- (8) バックアップ管理
- ① 非機能要件一覧表（要求水準書別紙1）に示すバックアップについて、確実に取得されているか定期的に確認を行うこと。
 - ② 障害等に伴いシステム上利用するデータに損失が生じた場合、予め本市と協議の上、バックアップからのリストア作業を実施すること。
- (9) 検証環境の管理
- ① 検証環境が本番環境と同等の条件で利用できるように、随時、検証環境のマスタその他の基本的な設定を本番環境と同等の内容になるように整備すること。
 - ② 本市の要請に応じて、①に示す設定の他、本市が検証環境上においてシステムの動作確認等を実施するために必要なデータを整備すること。

4 保守

保守業務には、以下の作業を含むものとする。

- (1) セキュリティパッチの適用
- システムを構成する仮想サーバのゲストOS及び本事業において調達するソフトウェアについて、製造ベンダーからセキュリティパッチが提供された場合は、適用することによる効果・影響及び適用しないことによるリスクを考慮の上、適用の必要性を判断すること。受託者において適用が必要と判断する場合は、予め本市と協議の上、適用作業を実施すること。
- (2) 障害への根本的対応及び障害発生の防止に係る措置
- ① 発生した障害又は障害発生のおそれについて、根本的な問題点（ソフトウェアのバグを含む。）及びその対応状況を管理すること。
 - ② 発生した障害又は障害発生のおそれについて、根本的な問題点（ソフトウェアのバグを含む。）を解消するため、ソフトウェアのプログラム修正、パッチ適用等が必要な場合は、予め本市と協議の上、必要な作業を実施すること。
- (3) ソフトウェアのバージョンアップ
- 本事業において調達するソフトウェアについて、最新のバージョン又は機能改善版がリリースされた場合は、必要性について本市と協議の上、必要であれば、

本保守業務の範囲内で当該バージョンへの移行を実施すること。

(4) 軽微な制度改正への対応

- ① 少なくとも全ての中核市において対応する必要があり、かつシステムへの影響が軽微な制度改正については、本保守業務の範囲内でプログラム修正等の対応を行うこと。
- ② 決算統計について、総務省が提示する調査票の作成要領、様式等が変更された場合は、それに対応して、財務会計システムの決算統計作成機能に係るプログラム、帳票等の修正作業を行うこと。
- ③ ①の場合における軽微であるか否かの判断については、事案の発生の都度、本市と受託者で協議の上決定することとするが、受託者は、対応可能な範囲の最大限を示すように努めること。
- ④ システムに関係する制度改正、制度改正に係る国等の動向等について、随時、本市に情報提供を行うこと。

(5) 補助・支援ツールの保守

- ① 特定の機能を実現するために、システム外の補助・支援ツール（受託者が開発したものに限り、）を使用している場合において、システムのプログラム、データ等の変更又は業務運用の変更に伴い当該ツールの改修を必要とし、かつ作業内容が軽微なものについては、本保守業務の範囲内で修正作業を実施すること。
- ② ①の場合における軽微であるか否かの判断については、事案の発生の都度、本市と受託者で協議の上決定することとするが、受託者は、対応可能な範囲の最大限を示すように努めること。ただし、端末更改によるクライアント端末のOS、Webブラウザ又はオフィススイートの変更などクライアント環境の変化への対応については、本保守業務の範囲内で対応を行うこと。

5 次々期システムへのデータ移行

- (1) 今回の調達対象のシステムから次々期システムに移行する際に、今回の調達対象のシステム上の伝票、決裁その他関連するデータの抽出作業を、本章に示す運用サポート・保守業務の範囲内で実施すること。なお、当該作業を行う年度において、当該作業を行うことを理由に、運用サポート・保守業務委託契約の契約額を増額することは認めない。
- (2) 抽出するデータの範囲は、次々期システムにおいて必要であると本市が判断したデータ全般とする。
- (3) 次々期システムに取込可能な形式へのデータの加工及び次々期システムへのデータの取込作業は、次々期システムの構築業者が行うものとする。
- (4) 受託者は、令和6年度に予定している構築業務委託契約の締結と同時に、本市

と覚書を交わし、(1)及び(2)の履行を誓約するものとする。

6 留意事項

- (1) 運用サポート・保守業務において発生した諸課題について、その内容を把握、整理し、解決の優先度及び解決に向けた対応状況を逐一管理すること。
- (2) 運用サポート・保守業務に係る対応日及び対応時間は、原則として本市の休日を除く日の8時30分から17時30分までとする。ただし、システムの停止を伴う場合、上述の日又は時間内ではシステムの運用に支障を来す場合、障害発生時等緊急性が高いと本市又は受託者が判断する場合等においては、この限りでない。
- (3) 情報セキュリティ確保のため、庁外からのリモート接続による運用サポート・保守業務は認めない。
- (4) 本市における作業場所は、姫路市役所本庁舎内の本市が指定する場所とする。
- (5) システム操作を伴う作業については、原則として、(4)の作業場所に設置したL G W A N接続系の端末からリモートデスクトップ環境を利用して実施すること。
- (6) 運用サポート・保守業務に必要な端末は、原則として受託者が用意すること。なお、L G W A N接続系ネットワークへの接続に必要な端末のセットアップ作業は本市が行うものとし、受託者は受託期間中、当該端末の管理者権限を放棄するものとする。
- (7) システム操作を伴う作業を実施する場合は、予め本市に対して作業の内容、必要性、スケジュール等を説明し、本市の承認を得ること。
- (8) システム操作を伴う作業を実施する場合は、綿密な計画を立て、可能な限りシステムの運用に支障が生じないように配慮すること。なお、システムの停止が必要な場合は、業務への影響を抑えるため、緊急を要する場合を除き、余裕をもってスケジューリングを行うこと。
- (9) システム操作を伴う作業が完了した際は、当該作業の内容及び実績を取りまとめた作業報告書を作成し、本市に提出すること。
- (10) システム構成の変更、プログラム変更、バージョン変更等を伴う作業を実施した場合は、それらの変更履歴が明確になるように、関連する設計書、構成図、マニュアル等の更新を行うこと。

第5章 契約事項

1 契約の単位及び内容

(1) 契約の単位及び契約期間

本事業における契約の単位及び契約期間は、以下のとおりとする。

単位	契約期間（予定）
構築業務 （第3章に示す業務）	契約日から令和8年3月31日まで（複数年度契約）
運用サポート・保守業務 （第4章に示す業務）	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（契約の履行結果を評価した上で、引き続き単年度契約又は令和13年4月1日から令和18年3月31日までの間で長期継続契約を締結する場合がある。）

(2) 契約方法

本プロポーザルに基づく随意契約

(3) 支払条件

① 構築業務に係る委託契約

契約内容の履行について検査・確認後に一括払いを行う。

② 運用サポート・保守業務に係る委託契約

原則として、当月の契約内容の履行について検査・確認の上、翌月に支払いを行う。

2 契約条件

(1) 全般的事項

① 契約内容等に疑義が生じた場合は、本市と協議の上、決定するものとする。

② 受託者の責によるシステム構築の遅延、要件の欠落、品質不適合等の発生リスクについては、受託者が負担するものとする。

(2) 情報セキュリティ関連

① 受託者は、受託した業務の実施上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。業務完了後も同様とする。

② 受託者は、受託した業務を遂行するに当たり、「姫路市情報セキュリティポリシー」を遵守すること。

③ 本市が所有するデータの漏えいを防止するため、データ取扱責任者を定めること。データ取扱責任者は、受託者の各人員が不必要に本市所有データを取り扱うことがないように、作業中の監視を行うこと。

④ 受託者は、本事業に関わる各人員に対して情報セキュリティ教育を実施し、本市が求める情報セキュリティ水準が維持されるように絶えず努めること。

⑤ 本市が所有するデータ及びこれに基づいて出力された紙媒体の庁外への持ち

出しは、原則として禁止する。

- ⑥ 受託した業務に関して再委託を行う場合は、予め書面により本市の承諾を得ること。なお、この場合、受託者（再委託者）に課せられているセキュリティ要件が、再委託先においても全て充足されていることを条件とする。

(3) 著作権等

- ① 導入するソフトウェアの著作権等の権利関係については、予め本市に対して十分な説明を行い、本市の承認を得ること。
- ② 納入物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合は、本市が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこと。この場合、受託者は当該契約等の内容について事前に本市の承認を得ることとし、本市は既存著作物について許諾された条件の範囲内で使用するものとする。

(4) 予算措置

本事業の費用については、本事業の遂行に係る令和7年度以降の予算について議会の議決を受けていないため、令和7年度以降の予算が承認されない又は減額される可能性があり、この場合、本事業に係る契約を取り止め、又は見直すことがある。

この場合において、受託者に損害があるときは、受託者はその損害賠償を本市に請求することができる。この場合における賠償額は、本市と受託者の協議の上、定めるものとする。